

厚生労働部会勉強会次第

平成22年1月26日(火)
8時半 党本部702号室.

【議題】

厚生労働関係平成21年度第二次補正予算案及び平成22年度予算案
「障害者関係・介護関係・肝炎対策・その他」について

一、開会

加藤 勝信 部会長

- 一、 厚生労働関係平成21年度第二次補正予算案及び平成22年度予算案「障害者関係・介護関係・肝炎対策・その他」について

(説明) 厚生労働省

(質疑・応答)

一、閉会

【厚生労働省出席者】

社会・援護局	藤 井	障害保健福祉部企画課長
職業安定局	奈 尾	障害者雇用対策課長
職業能力開発局	田 畑	能力開発課長
老健局	大 澤	総務課長
健康局	伯 野	肝炎対策推進室長

平成22年度 障害保健福祉関係予算（案）の概要

◆予算（案）

21年度予算 22年度予算（案） （対前年度増減額、伸率）
9,936億円 → 1兆1,202億円（+1,266億円、+12.7%）

◆障害福祉サービス関係費（自立支援給付+地域生活支援事業）

5,512億円 → 6,159億円（+ 648億円、+11.8%）

【主な施策】

	（対前年度増▲減額）
○ 利用者負担の軽減（新規）	107億円（ — ）
○ 良質な障害福祉サービスの確保	5,719億円（+648億円）
○ 地域生活支援事業の着実な実施	440億円（± 0億円）
○ 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供	1,954億円（+507億円）
○ 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進（新規）	4.7億円（ — ）
○ 障害児施設に係る給付費等の確保	710億円（+ 93億円）
○ 重症心身障害児（者）に対する在宅支援の推進	31億円（+1.2億円）
○ 精神医療の質の向上や精神障害者の地域移行を支援する施策の推進	47億円（+2.1億円）
○ 自殺対策の推進	6.0億円（+0.6億円）

障害者等が当たり前に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するため、障がい者制度改革推進本部等における各種の制度改革の一環として、障害者福祉制度を制度の谷間がなく、利用者の応能負担を基本とする制度に抜本的に見直していくこととあわせて、新たな制度ができるまでの間においても、障害福祉サービス等の利用者負担について更なる軽減を図る。

また、良質な障害福祉サービスの確保や地域生活支援事業の着実な実施等を図るとともに、精神保健医療福祉や発達障害者等支援を推進する。

なお、平成22年度より身体障害者の範囲を拡大し、障害者自立支援医療等の対象に肝機能障害を加える。

1 利用者負担の軽減（新規）

107億円

※障害者自立支援給付費負担金及び児童保護費等負担金の内数

新たな総合的な制度ができるまでの間、低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする。

※平成22年4月実施

参考：現行の低所得の障害者に係る利用者負担

福祉サービス(居宅)…最大 3,000円

福祉サービス(通所)…最大 1,500円

福祉サービス(入所、グループホーム等)…最大 24,600円

補装具…最大 24,600円

2 障害福祉サービス等による障害者支援の推進

(1) 良質な障害福祉サービスの確保

5,719億円

ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づく各市町村における取組の推進を図る。

(2) 地域生活支援事業の着実な実施

440億円

障害者のニーズを踏まえ、移動支援や地域活動支援センター機能強化など障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等における事業の着実な実施及び定着を図るとともに、事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図る。

(3) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供

1,954億円

心身の障害の状態の軽減を図るための自立支援医療（精神通院医療、身体障害者向けの更生医療、身体障害児向けの育成医療）を提供する。

(4) 障害福祉サービス提供体制の整備

124億円

○ 社会福祉施設整備費（保護施設分を含む。）

100億円

障害者の就労支援や地域移行支援の充実を図るため、就労移行支援、生活介護、自立訓練等の障害者の日中活動に係る事業所やグループホーム等の整備を促進する。

〔補助対象の追加〕

- ・グループホーム・ケアホームの身体障害者の受入れに係るエレベーター等設置整備（1共同生活住居当たり 2,000千円以内（事業費ベース））
- ・児童デイサービス事業所
- ・短期入所事業所
- ・療養介護事業所
- ・宿泊型自立訓練事業所（宿泊部分）

〔補助基準単価の改定〕

- ・社会福祉施設整備費の補助基準単価について、資材費及び労務費の動向を踏まえ1.8%引き上げる。

○ 障害者就労訓練設備等整備事業

24億円

既存の障害者施設や小規模作業所等が就労移行支援等の新体系事業への移行に際して必要となる就労訓練設備の購入やグループホーム等を行うための賃貸物件の改修に対し補助を行う。

〔補助対象の追加〕

- ・グループホーム・ケアホームの身体障害者の受入れに係るエレベーター等設置整備（1共同生活住居当たり 2,000千円以内（事業費ベース））

(5) 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進（新規） 4. 7 億円

① 障害者虐待防止対策支援事業の推進 4. 6 億円

障害者虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援等を行うため、地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行う事業に要する費用を都道府県に対して補助する統合補助金を創設する。

〔主な事業内容〕

- ・ 家庭訪問の実施や相談窓口の体制強化
- ・ 虐待の防止等の支援に関する専門的な研修
- ・ 医師、弁護士等との連携による専門性の強化
- ・ 精神科医等によるカウンセリングの実施

② 障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成等の推進 3 百万円

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修等を実施し、関連する制度の周知等を行う。

(6) 盲ろう者向け生活訓練等モデル事業（新規） 5 4 百万円

盲ろう者の障害特性に対応した生活訓練等の確立を図るため、宿泊型的生活訓練等のモデル事業を実施する。

(7) 障害者の社会参加の促進 2 8 億円

視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、ITを活用した情報バリアフリーの促進、障害者スポーツや芸術文化活動の振興等を支援し、障害者の社会参加の促進を図る。

○ 総合国際競技大会への派遣及び指定強化学業の実施 2. 6 億円

パラリンピック等の国際大会への日本選手団の派遣や強化合宿等の実施、障害者スポーツの世界大会でのメダル獲得に向けたトップレベルの競技者に対する特別強化プランを実施するとともに、普及啓発等の取組を行うことにより、障害者スポーツの振興を図る。

(8) 障害者自立支援機器等開発の促進（新規） 4. 3 億円

障害者の自立や社会参加を支援する支援機器や技術開発の促進を図るため、マーケットが小さく事業につながらない等ビジネスモデルの確立が困難な機器に

対する実用的製品化において、障害者によるモニター評価等を義務付けた取組への助成を行う。

(9) 障害児施設に係る給付費等の確保 **710億円**

障害のある児童に対して、知的障害児施設等の障害児施設において行う保護・訓練に係る経費を確保する。

(10) 重症心身障害児（者）に対する在宅支援の推進 **31億円**

在宅で暮らす重症心身障害児（者）への支援の充実を図るため、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導、保護者等の家庭における療育技術の習得等を行う重症心身障害児（者）通園事業の実施か所数の拡充を図る。

(実施か所数)	(平成21年度)	(平成22年度予算案)
A型〔利用人員15名、併設型〕	62か所	→ 64か所（+2か所）
B型〔利用人員5名、既存施設利用型〕	220か所	→ 236か所（+16か所）

(11) 障害者総合福祉推進事業の創設（新規） **5億円**

障害者自立支援法廃止後の新たな総合的な制度の検討、制度施行のために具体的な検討が必要となる課題について、地域における実践的工夫や取組及び実態の把握を行うため、「障害者総合福祉推進事業」を創設する。

平成21年度第1次補正予算において、都道府県に対する交付金（障害者自立支援対策臨時特例交付金）により基金の積増し(1,425億円)を行い、以下の事業を実施する。(平成23年度まで)

○福祉・介護職員の処遇改善

福祉・介護職員の雇用環境を改善するため、福祉・介護職員の賃金の確実な引上げなど福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し、福祉・介護職員1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額を助成する。

○事業者の新体系移行の促進

事業者の新体系移行を促進するため、移行した場合に従前の報酬水準を保障し事業運営の安定化を図るとともに、必要となる改修、増築等の基盤整備の促進を図る。

3 障害者に対する就労支援の推進

18億円

(1) 「工賃倍増5か年計画」の着実な推進

7.9億円

これまでの取組について、都道府県や事業所が行っている効果的な事業を更に促進するとともに、新たに、複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う事業を定額補助（10/10相当）で実施すること等により、工賃の引き上げに向けた取組の強化を図る。

【既存事業 1/2（国1/2、都道府県1/2）】

- ・ 経営コンサルタントの派遣等による個別事業所の工賃引上げの促進
- ・ 事業所職員の人材育成に関する経費

【新規事業 定額（10/10相当）】

- ・ 複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口組織」を整備するための事業（8か所（ブロックごとに1か所））
- ・ 工賃引上げに積極的な事業所における好事例の紹介、説明会の実施
- ・ 事業者の経営意識の向上（未着手事業所への説明会）

(2) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

9.6億円

障害者の就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターについて、設置か所数を拡充し、地域における障害者に対する就労支援体制の強化を図る。

	(平成21年度)		(平成22年度予算案)
○設置か所数	265か所	→	282か所（+17か所）
○生活支援担当者	常勤1名	→	常勤1名 + <u>非常勤1名</u>
(参考)			
○就業支援担当者	常勤2名	→	常勤2名

4 精神医療の質の向上や精神障害者の地域移行を支援する 施策の推進

47億円

(1) 精神科救急医療体制の充実・強化 23億円

救急搬送において、地域において定めた救急搬送・受け入れに関するルールに基づき、身体合併症患者を積極的に受け入れる身体合併症対応施設（47カ所）への医師等の配置による救急搬送受入体制を強化するとともに、空きベッドの確保の推進（空床確保料10,200円→12,400円）等により、精神・身体疾患を併せ持つ患者に対する精神科救急体制の強化を図る。

(2) 認知症医療体制の強化 5.8億円

地域で認知症の専門的医療を提供する認知症疾患医療センターにおいて、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、診療情報提供等を行うとともに、担当者の配置による介護との連携等を行うほか、新たに認知症の周辺症状や身体合併症に対する双方の医療を担う中核的機能の充実等を図る。

また、国において認知症疾患医療センターの職員等に対する研修を行い、専門的医療の質の向上を図る。

(3) 精神障害者の地域移行・地域生活支援の推進 17億円

精神障害者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員の増員（2人→4人）や地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターの活動の強化により、精神障害者の地域生活への移行をより一層推進するとともに、未治療・治療中断者に対する訪問等による医療的支援の提供、若年層における精神疾患の早期発見、早期治療のための取り組み等を通じた地域生活支援を推進する。

(4) 依存症対策の推進 89百万円

地域における薬物・アルコール依存症対策を推進するため、「依存症対策推進計画」を策定し、その計画に基づいた依存症対策事業を実施するとともに、依存症者の社会復帰支援を強化するため、関係者の資質向上を図る。

(5) 精神障害に対する国民の正しい理解の促進 81百万円

精神疾患・精神障害に対する理解を深めるため、国民各層への取組の中で、特に若年層を中心とした普及啓発を推進する。

5 発達障害者等支援施策の更なる推進

7. 5億円

(1) 発達障害者の地域支援体制の確立

2. 0億円

発達障害者の支援を実施する地域支援体制の確立を推進する。

○ 発達障害者支援センター運営事業の推進

(地域生活支援事業(440億円)の内数)

各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族等に対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供等を行う。

○ 発達障害者支援体制整備事業の推進

2. 0億円

ライフステージに対応する一貫した支援を行うための支援関係機関のネットワークを構築するとともに、市町村における個別の支援計画の実施状況の調査及び評価や、適切な助言(巡回指導)等を行うことにより、支援体制の整備を行う。

さらに、ペアレントメンターの養成や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進する研修会の実施等により、発達障害児(者)及びその家族に対する支援体制の一層の強化を図る。

(2) 発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施

5. 4億円

発達障害者の支援手法を開発するとともに、専門家の育成や普及啓発について着実に実施する。

○ 青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業の推進

39百万円

国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、青年期発達障害者の職業的自立を図るため、関係機関等と連携して就労支援モデル事業を実施する。

○ 発達障害者支援開発事業の推進

3. 9億円

発達障害者一人一人のニーズに応じた一貫した支援ができるよう先駆的な取り組みを通じて発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。

○ 発達障害情報センター機能の充実 54百万円

発達障害情報センターにおいて、発達障害に関する国内外の文献、研究成果等を集積し、全国の発達障害者支援機関等への発達障害に関する幅広い情報提供等を行うとともに、各自治体の発達障害に関する支援体制の好事例を集めたモデル事例集や、支援手法等を集めた支援マニュアルを策定する。

○ 発達障害者支援者実地研修事業の創設 23百万円

発達障害児（者）への専門的な支援を行う発達障害者支援センター職員等を対象とした中期の実地研修を実施し、地域において指導的な役割を担うことができる専門的な人材を育成する。

○ 「世界自閉症啓発デー」普及啓発事業の推進 15百万円

国連が制定した「世界自閉症啓発デー」（4月2日）の周知と、自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発活動を実施する。

(3) 高次脳機能障害者の支援体制の確立 12百万円

各都道府県が整備する支援拠点機関において、高次脳機能障害者やその家族に対する情報提供、相談業務等を行うとともに、ネットワークの強化により適切な診断、訓練、リハビリテーションが行えるよう体制の確立を図る。

また、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、支援拠点機関の従事者等を対象とした研修を行い、適切な支援の普及及び支援サービスの質の均てん化を図る。

6 自殺対策の推進

6. 0億円

○ 地域における自殺対策の強化

平成21年度第1次補正予算（100億円）による「地域自殺対策緊急強化基金」（内閣府所管）を活用して、地域の実情を踏まえて自主的に自殺対策に取り組む地方公共団体や民間団体への支援を行う。（平成23年度まで）

（1）地域での効果的な自殺対策の充実と民間団体の取組支援

3. 5億円

地域における支援体制の整備を行うための「地域自殺予防情報センター」の機能を拡充するなどにより、うつ病対策、依存症対策等の精神保健的な観点に着目した地域の自殺対策の向上を図るとともに、自殺未遂者や自殺遺族等へのケアに当たる人材の研修や自殺対策に取り組む民間団体への支援を行う。

○ 地域自殺予防情報センターの充実・強化

1. 3億円

「地域自殺予防情報センター」に専門相談員を配置し、自殺未遂者・自殺者親族等に対する相談機能の強化を図るとともに、関係機関のネットワークの強化等を引き続き推進する。

○ 自殺対策に取り組む民間団体への支援

1. 1億円

先進的かつ効果的な自殺の防止等に関する活動を行っている民間団体に対し、支援を行う。

（2）自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成等

9 1百万円

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医等のかかりつけ医に対するうつ病の診断・治療・医療連携に関する研修を実施するとともに、地域におけるメンタルヘルスを担う心理職等の従事者に対する精神保健等に関する研修を行うこと等により、地域における各種相談機関と精神保健医療体制との連携の強化を図る。

(3) うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進 81百万円

自殺との関係が強いとされるうつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解のための普及啓発を実施する。

(4) 自殺予防総合対策センターにおける情報提供・調査研究等の推進

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内数

総合的な自殺対策を実施するため、自殺予防総合対策センターにおいて、国内外の情報収集、インターネットによる情報提供、関係団体等との連絡調整、自殺の実態を解明するための調査等を実施する。

7 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する 医療提供体制の整備の推進	235億円
---	--------------

(1) 医療観察法の医療提供体制の充実・強化 **233億円**

指定入院医療機関の整備に向けて、都道府県等による整備を促進するための取組みを推進するとともに、対象者の地域における継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。

(2) 円滑な社会復帰に重点を置いた医療観察法制度の適正な運用

1.8億円

※他局計上分を含む。

医療観察法に基づく対象者に対する質の高い医療的ケアを行い、円滑な社会復帰を促進するため、医療観察法医療の質を評価・検証するとともに、公平な審判に資するよう、精神鑑定の判定事例にかかる考察を行う。

(3) 司法精神医療に携わる医療及び福祉職種の人材養成 **66百万円**

増加する精神鑑定業務への対応と医療観察法に基づく対象者に対する質の高い医療的ケアを行うため、精神保健判定医や指定医療機関従事者、地域保健福祉職員等に対し、司法精神医学の教育、医療観察法に基づく鑑定ならびに医療処遇に関する各種の演習等を適切に実施することで、関係職種の育成と資質能力の向上を図る。

8 特別児童扶養手当、特別障害者手当等	1,367億円
----------------------------	----------------

特別児童扶養手当、特別障害者手当等に必要な経費を確保する。

部PR版項目・主要事項	21年度 予算	22年度 予算案
1 利用者負担の軽減【新規】	0	10,674
2 障害者支援の総合的な推進		
(1)良質な障害福祉サービスの確保	507,151	571,922
(2)地域生活支援事業の着実な実施	44,000	44,000
(3)障害者に対する良質かつ適切な医療の提供	144,670	195,412
(4)障害福祉サービス提供体制の整備	12,754	12,434
(5)障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進【新規】	0	465
(6)盲ろう者向け生活訓練等モデル事業【新規】	0	54
(7)障害者の社会参加の促進	3,005	2,812
(8)障害者自立支援機器等開発の促進【新規】	0	430
(9)障害児施設に係る給付費等の確保	61,696	71,025
(10)重症心身障害児(者)に対する在宅支援の推進	2,980	3,100
(11)障害者総合福祉推進事業の創設【新規】	0	500
3 障害者に対する就労支援の推進	2,372	1,753
(1)「工賃倍増5か年計画」の着実な推進	1,671	791
(2)障害者就業・生活支援センター事業の推進	701	961
4 精神医療の質の向上や精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進	4,466	4,722
(1)精神科救急医療体制の充実・強化	2,144	2,297
(2)認知症医療体制の強化	523	585
(3)精神障害者の地域移行・地域生活定着の推進	1,719	1,670
(4)依存症対策の推進【新規】	0	89
(5)精神障害に対する国民の正しい理解の促進	80	81
5 発達障害者等支援施策の更なる推進	878	749
(1)発達障害者の地域支援体制の確立	220	201
(2)発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施	645	536
(3)高次脳機能障害の支援体制の確立	13	12
6 自殺対策の推進	595	604
(1)地域での効果的な自殺対策の充実と民間団体の取組支援	364	352
(2)自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成等	98	91
(3)うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進	80	81
(4)自殺予防総合対策センターにおける情報提供等の推進	53	80
7 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の促進 医療提供体制の整備	20,638	23,525
(1) 医療観察法の医療提供体制の充実・強化	20,373	23,275
(2) 円滑な社会復帰に重点を置いた医療観察法制度の適正な運用	188	185
(3) 司法精神医療に携わる医療及び福祉職種の人材養成	78	66
8 特別児童扶養手当、特別障害者手当等	133,414	136,743

行政刷新会議「事業仕分け」への対応について(抄)

整理番号	事業番号	事業名	評価結果	要求額	見直し後	削減額
17	2 - 14	障害者自立支援調査研究プロジェクト	廃止	13億円	0億円	▲ 13億円
18	2 - 15	障害者保健福祉推進事業費 (工賃倍増5か年計画支援事業費)	予算要求の縮減(半額)	15億円	8億円	▲ 7億円
51	2 - 40	国連・障害者の十年記念施設運営費委託費	委託先の見直し	3億円	3億円	▲ 1億円

良質な介護サービスの確保

良質な介護サービスの確保のため、安心して安定的な介護保険制度運営の確保を図るとともに、地域包括ケアを提供できる体制等の整備を進める。

また、介護サービスを担う人材を確保するため、介護職員の賃金を引き上げ、処遇の改善を図る。

○ 介護職員処遇改善交付金

介護職員の雇用環境を改善するため、平成21年度第1次補正予算(3,975億円)において都道府県に対する交付金により基金を創設し、介護職員の賃金の確実な引上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に助成する。(1人当たり月額平均1.5万円相当の助成。平成23年度まで)

1 安心して質の高い介護サービスの確保 2兆1,966億円(2兆978億円)

(1) 地域における介護基盤の整備

283億円(407億円)

① 都市部における低所得高齢者の居住対策の促進(新規)

低所得高齢者に対する居住対策として、都市部を中心とした地域において、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対し助成を行う。

② 既存小規模福祉施設スプリンクラー整備事業の推進

スプリンクラー設置が義務付けられた認知症高齢者グループホーム等既存の小規模福祉施設に対し、スプリンクラー設置に係る費用等を支援する。

○ 介護基盤の緊急整備等

平成21年度第1次補正予算（3,294億円）において都道府県に対する交付金により基金を創設するなど、介護施設に係る以下の事業を実施する。（平成23年度まで）

(1) 介護基盤の緊急整備等

地域の介護ニーズに対応するため、施設整備交付金（ハード交付金）を拡充するための基金の設置等により、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を緊急に整備する。

また、消防法施行令の改正により、平成21年4月から新たにスプリンクラーの設置が義務付けられた既存の広域型特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等に対して助成を行い、スプリンクラー整備の促進を図る。

(2) 施設の開設準備経費等についての支援

特別養護老人ホーム等の円滑な開所のため、開設準備に要する経費について助成を行う。また、大都市部等における施設用地確保の負担軽減を図るため、定期借地権設定により用地を確保する場合の一時金に対する助成を行う。

※ 介護関係施設等以外の障害者支援施設、乳児院及び救護施設等の福祉施設におけるスプリンクラー整備は、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金（平成21年度第1次補正予算（1,062億円）において対応。（平成23年度まで）

(2) 安定的な介護保険制度の運営

2兆1,501億円(2兆378億円)

介護保険制度を着実に実施するため、介護給付、地域支援事業等の実施に必要な経費を確保する。

(3) 適切なサービス提供に向けた取組の支援等

182億円(193億円)

① 適切なサービス提供に向けた取組みの支援

135億円(148億円)

要介護認定の認定調査員等に関する研修や、社会福祉法人による低所得者に対する利用者負担軽減措置等の取組みを行う。

② 認知症施策の総合的な推進

36億円(39億円)

認知症疾患医療センターについて、認知症の周辺症状や身体合併症に対する双方の医療を担う中核的機能の充実を図るとともに、若年性認知症自立支援ネットワークの充実等、認知症施策の総合的な支援を推進する。

③ 地域住民に対する医療・介護を含めた地域包括ケアの確立(2(次頁)で詳述)

11億円(5.8億円)

2 地域住民に対する医療・介護を含めた地域包括ケアの確立

11億円(5.8億円)

(1) 市町村地域包括ケア推進事業の実施(新規) 5.5億円

市町村における地域包括ケアを推進していくために、地域包括支援センター等を活用して、介護保険外のサービスや住宅関係の情報を含めた高齢者の地域生活を支えるサービス等に関する情報の収集・発信機能を強化する事業や、見守り活動等地域のネットワーク構築を支援する事業等を行う(全国で50ヶ所)。

併せて、集合住宅等に居住する高齢者に対し、24時間365日対応窓口を設置し、介護保険外のサービスを含めた関係事業者等が連携して総合的にサービスを提供する事業等を実施する。

(2) 地域における住民参加型サービスの担い手の養成 2.6億円(2.6億円)

地域住民を対象に生活・介護支援に関する研修を実施し、住民参加型サービスの担い手となるサポーターを養成する事業を拡充する。

(3) 訪問看護サービスに対する支援 2.5億円(3.2億円)

訪問看護サービスの安定的な供給を維持する体制を整備するため、訪問看護支援事業を実施する。

老健局関係平成22年度予算(案)

	平成22年度予算(案)	平成21年度予算
1 安心で質の高い介護サービスの確保	2兆1,966億円	2兆978億円
(1)地域における介護基盤の整備	283億円	407億円
(2)安定的な介護保険制度の運営	2兆1,501億円	2兆378億円
(3)適切なサービス提供に向けた取組の支援等	182億円	193億円
①適切なサービス提供に向けた取組みの支援	135億円	148億円
②認知症施策の総合的な推進	36億円	39億円
③地域住民に対する医療・介護を含めた地域包括ケアの確立	11億円	5.8億円
※ 2に詳述		
2 地域住民に対する医療・介護を含めた地域包括ケアの確立	11億円	5.8億円
(1)市町村地域包括ケア推進事業の実施(新規)	5.5億円	0億円
(2)地域における住民参加型サービスの担い手の養成	2.6億円	2.6億円
(3)訪問看護サービスに対する支援	2.5億円	3.2億円

障害者に対する就労支援の推進

～平成22年度 障害者雇用施策関係予算案のポイント～

平成21年12月



厚生労働省
職業安定局 障害者雇用対策課
職業能力開発局 能力開発課

施策の概要

障害者雇用に関する状況をみると、平成20年度におけるハローワークの新規求職申込件数が過去最高となるなど、障害者の就労意欲の一層の高まりがみられる。

現在、障害者自立支援法の下、障害者がその能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援が進められるとともに、特別支援教育により、障害のある生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組への支援も実施されており、福祉、教育の分野におけるこうした動向を踏まえ、障害者の希望や能力に応じて雇用の場を提供していく必要性が高まっている。

こうした中、政府としては、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）において「『新雇用戦略』の推進」の一環として、「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」（平成19年12月26日策定）に基づき、その就労による自立を図るとともに、平成20年12月19日に成立した中小企業における障害者雇用の促進等を内容とした改正障害者雇用促進法の施行により、障害者雇用に係る取組の充実を図ることとしている。

また、今般の景気後退を背景として障害者を取り巻く雇用情勢が悪化していることから、改正法の円滑な施行を図りつつ、安定的な障害者雇用の場を確保することや、障害特性に応じたきめ細かな就労支援を行うことが求められている。

平成22年度においては、上記の状況を踏まえつつ、

- ① 雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化
- ② 障害の特性に応じた支援策の充実・強化
- ③ 障害者雇用納付金制度の対象拡大等に対応した障害者雇用の一層の支援
- ④ 障害者に対する職業能力開発支援の推進

を主要な柱に掲げ、障害者に対する就労支援の充実を図ることとする。

平成22年度予定額 21,239(20,396)百万円

※括弧書きは前年度予算額

I 雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化

1 ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進
[予定額 622(620)百万円]

ハローワークが中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」を編成し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を推進するとともに、「就職ガイダンス」等の実施により、ハローワークのマッチング機能の向上を図る。

2 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施

[予定額 3,820 (3,392) 百万円]

障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」について、全障害保健福祉圏域への設置に向け、設置箇所数の拡充等を図る。

(設置箇所数 247センター → 282センター)

3 障害者試行雇用事業の推進

[予定額 994 (1,072) 百万円]

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用へ移行するため、短期間の試行雇用（トライアル雇用）を実施する。

(対象者数 9,000人)

II 障害特性に応じた支援策の充実・強化

1 精神障害者の総合的な雇用支援の実施

[予定額 1,338 (1,150) 百万円]

(1) 精神障害者就職サポーターの配置

[予定額 353 (269) 百万円]

ハローワークにおける精神障害者のカウンセリング機能の充実・強化を図るため、カウンセリングスキルの高い専門的資格を有する者等を「精神障害者就職サポーター」として配置する。

(2) 医療機関等との連携による精神障害者の就労支援の推進

[予定額 36 (41) 百万円]

医療機関等を利用している精神障害者を対象に、就職活動のノウハウ等を付与するジョブガイダンスを実施し、医療から雇用への移行を促進する。

(3) 精神障害者の雇用促進のためのモデル事業の実施

[予定額 120 (190) 百万円]

精神障害者雇用の意欲はあるもののそのノウハウが十分でない企業において、精神障害者の雇用を促進するため、精神障害者の障害特性に応じた職域開拓や支援体制の整備等に取り組むことにより、精神障害者の雇用及び職場定着のノウハウを構築するためのモデル事業を実施する。

(4) 精神障害者ステップアップ雇用奨励金の活用促進

[予定額 212 (203) 百万円]

精神障害者の障害特性を踏まえ、一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」の活用を促進する。

(5) 精神障害者雇用安定奨励金（仮称）の創設（新規）

[予定額 176 (0) 百万円]

精神障害者の雇用の促進・安定を図るため、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた企業に対する奨励金を創設し、精神障害者の一層の雇用促進、更には職場定着を図る。

(6) うつ病等精神障害者の職場復帰のための総合支援事業（個別実践型リワークプログラム）の実施

[予定額 441 (446) 百万円]

精神障害者の職場復帰ニーズに対応するため、地域障害者職業センターにおいて、うつ病等休職者の職場復帰支援を実施する。

2 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

[予定額 406 (191) 百万円]

(1) 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの推進

[予定額 230 (118) 百万円]

ハローワークにおいて、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、ニーズや特性に応じた専門支援機関に誘導する等、きめ細かな就職支援を実施する。

(2) 発達障害者の就労支援者育成事業の推進

[予定額 19 (10) 百万円]

発達障害者支援センターにおいて、医療、保健、福祉、教育等関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習等を実施するとともに、発達障害者と支援者による体験交流会を開催する。また、事業主に対しては、発達障害者を知り、雇用のきっかけ作りを行うための体験型啓発周知事業を創設する。

(3) 発達障害者の雇用促進のためのモデル事業

[予定額 156 (64) 百万円]

発達障害者を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うことにより、発達障害者の就労を支援するとともに、その雇用管理上の課題等の把握を行う。

3 難病のある人の雇用促進のためのモデル事業

[予定額 125 (51) 百万円]

難病のある人を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うことにより、難病のある人の就労を支援するとともに、その雇用管理上の課題等の把握を行う。

4 チャレンジ雇用の推進

[予定額 258 (0) 百万円]

知的障害者等を都道府県労働局やハローワークにおいて非常勤職員として雇用し、1～3年の業務経験を踏まえた一般企業等への就職の実現を推進する。(170名)

III 障害者雇用納付金制度の対象拡大等に対応した障害者雇用の一層の支援

1 障害者初回雇用（ファースト・ステップ）奨励金

[予定額 700 (750) 百万円]

改正障害者雇用促進法の施行を踏まえ、更に障害者雇用の取組を推進すべき中小企業のうち、これまで障害者雇用の経験のない中小企業に対して、初めて障害者を雇用した場合に奨励金（100万円）を支給し、雇用の促進を図る。

2 事業協同組合等雇用促進事業助成金

[予定額 15 (15) 百万円]

新たに設けられた事業協同組合等算定特例を活用した中小企業における障害者雇用の取組を促進するため、単独では障害者を雇用するだけの十分な仕事量を確保することが困難な複数が、事業協同組合等を活用して共同で障害者雇用を図る場合に、その取組に要した経費に対する助成を行う。

3 特例子会社等設立促進助成金

[予定額 825 (450) 百万円]

現下の厳しい雇用情勢の下、新たな特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立し、多数の障害者を雇用する場合には、助成金（10人以上雇用で3年間4,000万円等）を支給することにより、地域における安定的な障害者雇用の拡大を図る。

IV 障害者に対する職業能力開発支援の推進

1 民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練の推進

【予定額 1,824 (1,912) 百万円】

企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練を実施するとともに、特別支援学校と連携したより早い段階からの職業能力開発機会を提供し、一般就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

また、在職障害者を対象として、職場定着や職種転換に伴い必要となる職業訓練を実施する。
(対象者数 9,550人)

2 地域における職業能力開発推進基盤の強化

【予定額 191 (216) 百万円】

教育・福祉の実施主体である都道府県並びに政令指定都市の資源を有効活用することとし、職業訓練をより効果的・効率的に推進するための事業を実施する。

(実施箇所数 15自治体)

3 一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

【予定額 3,846 (4,048) 百万円】

障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に重点を置いた支援を実施するとともに、一般の職業能力開発校において知的障害者を対象とした訓練を推進し、身近な地域において職業訓練機会を提供する。

4 発達障害者に対する職業訓練の推進

【予定額 127 (179) 百万円】

一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練を推進する。

(実施箇所数 9か所)

平成22年度 障害者雇用施策関係予算案の概要(主要事項)

(単位:百万円)

課PR版項目・主要事項	平成21年度 予算額	平成22年度 予定額
I 雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化	5,084	5,436
1 ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進	620	622
2 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施	3,392	3,820
3 障害者試行雇用事業の推進	1,072	994
II 障害特性に応じた支援策の充実・強化	1,392	2,127
1 精神障害者の総合的な雇用支援の実施	1,150	1,338
(1)精神障害者就職サポーターの配置	269	353
(2)医療機関等との連携による精神障害者の就労支援の推進	41	36
(3)精神障害者の雇用促進のためのモデル事業の実施	190	120
(4)精神障害者ステップアップ雇用奨励金の活用促進	203	212
(5)精神障害者雇用安定奨励金(仮称)の創設(新規)	0	176
(6)うつ病等精神障害者の職場復帰のための総合支援事業(個別実践型リワークプログラム)の実施	446	441
2 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化	191	406
(1)若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの推進	118	230
(2)発達障害者の就労支援者育成事業の推進	10	19
(3)発達障害者の雇用促進のためのモデル事業	64	156
3 難病のある人の雇用促進のためのモデル事業	51	125
4 チャレンジ雇用の推進	0	258
III 障害者雇用納付金制度の対象拡大等に対応した障害者雇用の一層の支援	1,215	1,540
1 障害者初回雇用(ファースト・ステップ)奨励金	750	700
2 事業協同組合等雇用促進事業助成金	15	15
3 特例子会社等設立促進助成金	450	825
IV 障害者に対する職業能力開発支援の推進	6,355	5,988
1 民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練の推進	1,912	1,824
2 地域における職業能力開発推進基盤の強化	216	191
3 一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進	4,048	3,846
4 発達障害者に対する職業訓練の推進	179	127

(注) II-4「チャレンジ雇用の推進」に係る平成21年度予算(当初108百万円、補正後総額246百万円)については職業安定局総務課分として整理しているため未計上。

【 肝 炎 对 策 】

健康局疾病对策课肝炎对策推进室

肝 炎 対 策 の 推 進

【肝炎対策関連予算（案）（厚生労働省分）】

平成22年度 236億円（平成21年度 205億円）

【施策の方向性】

- 肝がんへの進行予防、肝炎治療の効果的促進のため、経済的負担軽減を図る。
- 検査・治療・普及・研究をより一層総合的に推進する。
- 検査未受診者の解消、肝炎医療の均てん化、正しい知識の普及啓発等を着実に実施していく。

1. 肝炎治療促進のための環境整備

平成22年度案 平成21年度
180億円（129億円）

○ 肝炎治療に関する医療費の助成の実施

- ・ インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を必要とする肝炎患者がその治療を受けられるよう、医療費を助成。

<拡充>

※ 自己負担限度額を原則1万円（上位所得階層は2万円）まで引下げ。【マニフェスト関連】
（現行の負担額は1万円、3万円、5万円）

※ 核酸アナログ製剤治療を助成対象に追加。【マニフェスト関連】

※ インターフェロン治療に係る2回目の制度利用を認める。

2. 肝炎ウイルス検査の促進

25億円（46億円）

（実績を踏まえた受診者数の見直しによる減）

○ 保健所における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の整備

- ・ 検査未受診者の解消を図るため、医療機関委託など利便性に配慮した検査体制を整備。

※ 緊急肝炎ウイルス検査事業の延長。

○ 市町村等における肝炎ウイルス検査等の実施

3. 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、

肝硬変・肝がん患者への対応

9.2億円（9.2億円）

○ 診療体制の整備の拡充

- ・ 都道府県において、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院」を整備し、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制(相談センター)を整備するとともに、肝炎情報センターが、これらの拠点病院に対する支援を実施。

○ 肝硬変・肝がん患者に対する心身両面のケア、医師に対する研修の実施

4. 国民に対する正しい知識の普及と理解

2.1億円（2.5億円）

（普及啓発事業の効率化による減）

○ 職場や地域などあらゆる方面への正しい知識の普及

<拡充>

※ 肝炎患者等支援対策（新規）の実施。【マニフェスト関連】

5. 研究の推進

20億円（19億円）

○ 肝炎研究7カ年戦略の推進

- ・ 「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ、肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進。

○ 肝疾患の治療等に関する開発・薬事承認・保険適用等の推進

- ・ 治療薬等の研究開発の状況に応じて、速やかな薬事承認・保険適用の推進。

2 肝炎対策

236億円（205億円）

(1) 肝炎治療促進のための環境整備 180億円

インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を必要とする肝炎患者がその治療を受けられるよう、医療費の助成を行う。

- ・肝炎治療特別促進事業の実施 180億円
(補助先) 都道府県
(補助率) 1/2

<拡充>

- 自己負担限度額を原則1万円（上位所得階層は2万円）まで引き下げる。
(現行の負担額は1万円、3万円、5万円)
- 核酸アナログ製剤治療を助成対象に追加する。
- インターフェロン治療に係る2回目の制度利用を認める。

(2) 肝炎ウイルス検査の促進 25億円

肝炎ウイルス検査等を実施するとともに、検査未受診者の解消を図るため、保健所等における利便性に配慮した検査体制を確保する。

(主な事業)

- ・保健所における肝炎ウイルス検査等の実施 15億円
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区
(補助率) 定額(1/2相当)
- ・健康増進事業における肝炎ウイルス検査等の実施 9.2億円
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村)、指定都市
(補助率) 定額(1/2・1/3相当)

(3) 健康管理の促進と安全・安心の肝炎治療の推進、 肝硬変・肝がん患者への対応 9.2億円

都道府県において、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院」を整備し、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制(相談センター)を整備するとともに、肝炎情報センターにおいて、これら拠点病院を支援する。

また、医師等に研修を行い治療水準の向上を図る。

(主な事業)

- ・肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置等 5.9億円
(補助先) 都道府県、独立行政法人等
(補助率) 1/2、定額(10/10相当)
- ・かかりつけ医等の研修等 54百万円
(補助先) 都道府県、独立行政法人等
(補助率) 1/2、定額(10/10相当)
- ・保健所における検査前・検査後相談事業 1.8億円
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区
(補助率) 定額(1/2相当)

(4) 国民に対する正しい知識の普及と理解 2.1億円

Q&Aやリーフレットの作成、講習会やシンポジウムの開催により、普及啓発を図るとともに、保健所等において肝炎に関する相談受付を実施するほか、電話・FAXによる相談窓口を設けるなど、患者を含む国民に対する情報提供体制を確保する。

(主な事業)

- ・都道府県等における検査の受診勧奨等の普及啓発 2億円
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区
(補助率) 定額(1/2相当)
- ・シンポジウム等による情報提供事業 9百万円
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区
(補助率) 定額(1/2相当)

(5) 研究の推進 20億円

「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ、肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進する。

(主な事業)

- ・肝炎研究基盤整備事業 36百万円

2. 肝炎対策

事 項	平成 2 1 年 度	平成 2 2 年 度	備 考
	予 算 額	予 算 額 (案)	
	百万円	百万円	
肝炎対策の推進	< 20, 547 > 18, 672	< 23, 643 > 21, 565	
1. 肝炎治療促進のための環境整備	< 12, 935 > 12, 935	< 18, 007 > 18, 007	感染症対策特別促進事業費 18,007
2. 肝炎ウイルス検査の促進	< 4, 556 > 4, 555	< 2, 468 > 2, 468	特定感染症検査等事業費 1,547 健康増進事業費 921
3. 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の促進、肝硬変・肝がん患者への対応	< 917 > 886	< 923 > 846	肝炎緊急対策費 8 ⑤ 感染症対策特別促進事業費 657 特定感染症検査等事業費 181
4. 国民に対する正しい知識の普及と理解	< 253 > 250	< 214 > 208	肝炎緊急対策費 11 ⑤ 肝炎対策推進協議会経費 2 ⑤ 感染症対策特別促進事業費 195
5. 研究の促進	< 1, 885 > 46	< 2, 031 > 36	肝炎研究基盤整備事業費 36 厚生労働科学研究費 ⑤ 肝炎等克服緊急対策研究経費 1,995 (大臣官房厚生科学課計上)

< > は他局計上分を含む

肝炎対策基本法

(平成21年法律第97号)

肝炎対策を総合的に策定・実施

- ・肝炎対策に関し、**基本理念**を定め、
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の**責務**を明らかにし、
- ・肝炎対策の推進に関する**指針の策定**について定めるとともに、
- ・肝炎対策の**基本となる事項**を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進。

基本的施策

施策実施に当たっては、
肝炎患者の人権尊重・差別解消に配慮

予防・早期発見の推進

- ・肝炎の予防に関する啓発、知識の普及等による予防推進、
- ・肝炎検査の方法等の検討、肝炎検査の事業評価、肝炎検査に関する普及啓発等

研究の推進

肝炎医療の均てん化促進等

- ・専門的な知識・技能を有する医師等、医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備、等

肝炎対策基本指針策定

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関

設置
←→
意見
厚生労働大臣
資料提出等、要請
←→
協議

策定

肝炎対策基本指針

- 公表
- 少なくとも5年ごとに検討
→必要に応じ、変更

肝硬変・肝がんへの対応

●治療水準の向上が図られるための環境整備

●患者支援の在り方について、医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討

肝炎治療促進のための環境整備

平成22年度肝炎治療特別促進事業（案）

B型・C型ウイルス性肝炎に対する

- ・ インターフェロン治療 及び
- ・ 核酸アナログ製剤治療

への医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療 B型肝炎の核酸アナログ製剤治療
自己負担	原則 1万円 ただし、上位所得階層については、2万円
財源負担	国：地方＝1：1
予算額	約180億円
総事業費	約360億円

平成22年度予算案における 肝炎治療特別促進事業(変更点)

H22予算額(案) 180億円 ← H21予算額 129億円

1. 自己負担限度額の引き下げ

H21 : 所得に応じ、1、3、5万円の自己負担限度額



H22 : 原則1万円 (上位所得階層2万円)

※上位所得階層＝市町村民税課税年額が23万5千円以上の者
(H20年度実績で、約2割の者が該当)

2. 助成対象の拡大

H21 : インターフェロン治療のみ、助成対象



**H22 : B型肝炎の核酸アナログ製剤を
助成対象に追加**

3. 制度利用回数の制限緩和

H21 : インターフェロン治療に係る制度利用は、
1人につき、1回のみ



**H22 : 医学的にインターフェロン再治療が有効と認められる
一定条件を満たす者について、2回目の利用を認める。**

平成22年度政府予算案

肝炎患者等支援対策（仮称）

地域の実情に応じた肝炎患者・家族等への支援を強化するため、平成22年度から、肝炎対策事業として、「肝炎患者等支援対策（仮称）」を実施予定。

※ 基準額：約60万円、補助率1/2

本事業を活用しての事業（例）

- 地域の患者、家族、患者支援団体等のご要望に応える『患者サロン』の開設
- 肝疾患診療連携拠点病院に設置する相談センター・相談員の資質向上のため、肝炎患者ないし元患者であった者を講師とする講習会を実施
- 同じ経験を有する患者・家族が相談にのり、互いに支え合うこと
（ピアサポート）ができるよう、肝炎患者等を対象にしたピアサポーター育成のための研修を実施

※ピア(peer):同じ立場の方

連立政権合意等

連立政権合意

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる。

(2009年9月9日 民主党、社会民主党、国民新党「連立政権樹立に当たっての政策合意」より)

民主党 マニフェスト(抜粋)

- 26. 「障害者自立支援法」を廃止して、障がい者福祉制度を抜本的に見直す

【政策目的】

○障がい者等が当たり前地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる。

【具体策】

○「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法(仮称)を制定する。

○わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置する。

【所要額】

400億円程度

社民党 マニフェスト(抜粋)

再建2 >>いのち セーフティネットを充実

5. 障がい者福祉

○基本的な生活、働く場にも利用料を課す「障害者自立支援法」を廃止し、支援費制度の応能負担の仕組みに戻します。医療と福祉を区分し、両面から障がい者の生活を支えます。精神通院公費、更生医療・育成医療を復活して重くなった自己負担を軽減します。

○谷間の障がい者、難病者をカバーする総合的な「障害者福祉法」を制定します。

○国際的な水準による「障がいの定義」を確立します。「国連障害者の権利条約」にもとづいて障がい者の所得保障、働く場や生活の場など基幹的な社会資源の拡充、就労支援策の強化などを行います。